

御中

秘密保持に関する誓約書

私は、福岡商工会議所 福岡県事業引継ぎ支援センター（以下、「引継ぎセンター」という）が運営する福岡県後継者人材バンク事業において、御社（貴殿）の営む事業の後継者候補としての引き合わせ（以下、「本案件」という）に際し、御社（貴殿）について開示される情報の秘密保持に関して、以下のように誓約します。

（定義）

第1条 本誓約書において「情報」とは、文書、電子メール、電磁的記録、口頭、物品等を問わず、御社（貴殿）または引継ぎセンター関係者から開示される、御社（貴殿）が営む事業に関する情報とする。

（情報の使用）

第2条 私は、御社（貴殿）、または引継ぎセンター関係者から開示された情報を、本案件に関する交渉以外の目的をもって利用しません。

（秘密保持）

第3条 私は、御社（貴殿）または引継ぎセンター関係者から開示された情報に関する秘密を保持し、御社（貴殿）の事前の承諾なく第三者に開示、漏えいしません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではありません。

- (1) 御社（貴殿）または引継ぎセンター関係者から開示された時点で、既に公知のもの
- (2) 御社（貴殿）または引継ぎセンター関係者から開示された後、私の責によらず公知となったもの
- (3) 法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示命令・要請されたもの

（返還）

第4条 私は、御社（貴殿）から情報（その複製物や加工資料を含む）の返還を求められた場合には速やかにこれに応じます。また、性質上返却になじまない情報については、御社（貴殿）の同意を得て消去その他の方法で再利用できないようにします。

（秘密保持義務の存続期間）

第5条 本誓約書に基づく秘密保持義務は、本誓約書作成後3年間存続するものとします。

(起業家等⇒事業主)

(後人-004)

(損害賠償)

第6条 私が本誓約書に違反し、御社（貴殿）または御社（貴殿）の関係する者等に対して損害を与えた場合には、私はその損害を賠償する責任を負います。

(合意管轄裁判所)

第7条 本誓約書に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、福岡地方裁判所を第一審の専属的直轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第8条 本誓約書に定めのない事項または本誓約書の条項の解釈につき疑義が生じた事項については、私は御社（貴殿）と誠意をもって協議し、その決定に従います。

年 月 日

住 所

氏 名